

第1回予防接種事務デジタル化にかかる説明会

東大阪市保健所 感染症対策課
令和8年8月19日(水)
8月25日(火)
14:00~15:00

目 次

第1編 予防接種事務デジタル化の概要について

- 1-1 予防接種事務デジタル化の概要
- 1-2 予防接種事務デジタル化のメリット
- 1-3 接種状況に関するダッシュボードについて
- 1-4 デジタル化後の「紙」の予診票の取扱いについて
- 1-5 デジタル化後事務フロー
- 1-6 医療機関内におけるデジタル予診票への対応方法
- 1-7 予防接種事務デジタル化の業務の流れ～新旧比較

第2編 予防接種委託契約について

- 集合契約(1)概要
- 集合契約(2)各業務と契約の対応関係
- 集合契約(3)集合契約の全体像

第3編 東大阪市の導入スケジュールについて

- 3-1 東大阪市の方針
- 3-2 今後のスケジュール
- 3-3 意向調査について

第 1 編

予防接種事務デジタル化の概要について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. 予防接種事務デジタル化の概要

東大阪市は、令和10年4月からの運用を目指して準備を進めます

背景・経緯

- 新型コロナウイルス感染症への対応において、次の課題が浮き彫りとなった。
 - ① 紙をベースとした予防接種事務の事務負担
 - ② 予防接種の有効性・安全性に関する調査のための情報基盤の不存在
- このため、**令和4年改正法（※）により予防接種法を改正し、予防接種事務デジタル化に必要な規定の手当て**を行った。
 - ※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）
- これらの規定の施行期日を、11月25日閣議決定・28日公布の政令により、**令和8年6月1日と定めた**。
 - ※ 法律上は、公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

デジタル化の概要

- **一次利用（予防接種の対象者・自治体・医療機関におけるデジタル化）**
 - 医療保険におけるオンライン資格確認と同様に、**個人番号カードによる接種対象者の確認の仕組みを導入**。
 - 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム（予予・請求システム）により、自治体の接種記録を管理するほか、自治体及び医療機関間の費用請求・支払事務を効率化。
- **二次利用（予防接種データの利活用）**
 - 予防接種の有効性・安全性の向上のための調査・研究を行うため、予防接種の実施状況や、副反応疑い報告に係る情報を含む**匿名予防接種データベースを整備し、医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）等との連結解析を可能とする**。
 - **匿名予防接種データベースの情報を、大学や研究機関等へ提供できるようにする**。

スケジュール

- 国のシステムは、改正予防接種法の施行期日（令和8年6月1日）に合わせてリリースした一方、自治体システムの改修は、令和10年4月までに順次進む。
 - ※ 法令上、自治体は令和10年4月1日までにデジタル化に必要な機能を実装しなくてはならないこととされている。ただし、特定移行支援システムに該当する一部自治体については、デジタル化が遅れる見込み。

2. 予防接種事務デジタル化のメリット

- 予防接種事務デジタル化により、接種対象者や医療機関には以下のようなメリットが生まれます。

デジタル化でここが変わります！



複数ワクチンの予診票へ楽々入力！
さらに住所などは自動入力



何枚もの予診票の記入は不要
デジタル予診票なら
引継ぎ機能・自動入力で楽々
入力！

子どもの接種歴が自動反映され
いつ何を打てばいいかを自動表示



ワクチンごとに接種時期や間隔が
異なるためスケジュール管理が大変
…
マイナポータルを見れば簡単に！
接種記録をいつでも確認できる！

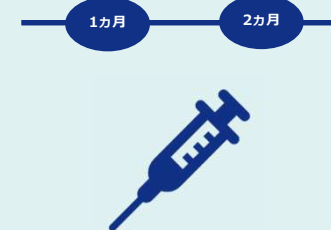


接種実績の集計や報告が自動化！



接種記録を取りまとめるのは手間…
接種記録を登録すれば自動で請求！

間違い接種防止のための
ワーニング機能あり



過去の接種実績から接種間隔を
自動でチェック！

マイナンバーカードによる
オンライン資格確認により、
紙の予診票でも接種情報の取得
が可能です。

3. 接種状況に関するダッシュボードについて①

- 今般のデジタル化により、システムに集積される接種記録情報を活用することで、迅速かつ詳細に接種率を把握することが可能となります。
※現行の運用では、地域保健・健康増進事業報告（年度報）の数値に基づく接種率を2年度遅れで公表しており、接種状況と当該状況の公開に乖離がある点が課題となっている。
- このため、**令和10年度に向けて、厚生労働省HPに「接種状況に関するダッシュボード」を新たに構築することとし、各自治体における各ワクチンの接種率・接種件数等を可視化し、接種率の早期把握による接種率の向上をはじめ、予防接種施策に活用していきます。**

ダッシュボードのメリット

国民
(住民)

自治体ごと、ワクチンごとに、タイムリーな接種率（※）を確認できることで、**接種率の向上、予防接種への理解促進につながる**

医療機関

自治体ごと、ワクチンごとに、タイムリーな接種率を確認できることで、**接種状況や接種ピークを把握することができる**

製薬会社
卸業者

自治体ごと、ワクチンごとに、足下の需給状況と経年データが確認できることで、**ワクチン供給量予測・調整等に活用することができる**

自治体

自治体の接種状況の把握、他自治体の接種状況との比較が可能になることで、**接種勧奨等の住民の接種率向上に向けた取組・広報に活用できる**

※ 新型コロナワクチン・インフルエンザワクチンの接種率については週次更新。その他のワクチンの接種率については月次更新。

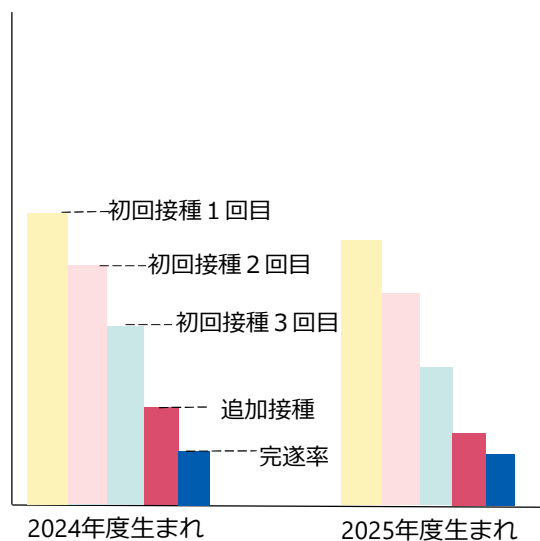
3. 接種状況に関するダッシュボードについて②

- ワクチンの種類や地域などのフィルターをかけた上で、接種率を確認できるようにする予定です。

A類のイメージ

X市の場合

月次ごとの
接種率 (%)

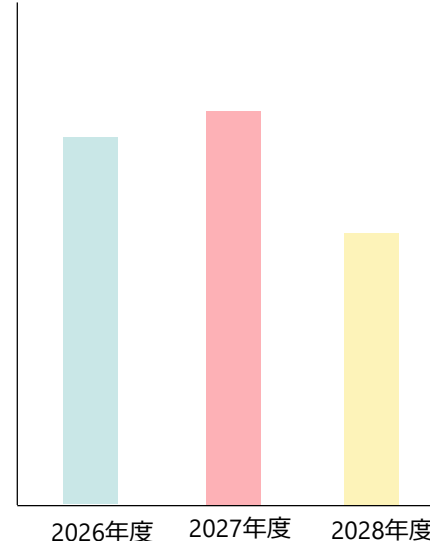


- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| ①予防接種の区分
— 定期接種 (A類) | ③都道府県・④市区町村
— ●●県 X 市 |
| ②接種率
— 五種混合ワクチン | ⑤表示する生まれ年度
— 2024年度～2025年度 |

B類のイメージ

Y市の場合

週次ごとの
接種率 (%)



- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| ①予防接種の区分
— 定期接種 (B類) | ③都道府県・④市区町村
— ○○県 Y 市 |
| ②接種率
— インフルエンザワクチン | ⑥表示する年齢階層
— 70歳以上75歳未満 |

4. デジタル化後の「紙」の予診票の取扱いについて

- とりまとめた紙の予診票は、これまでどおり自治体または入力業務を請け負う医師会等に送付することができます。
- 詳細の取扱いは、自治体と医師会等の団体並びに医療機関等との取り決めによりますので、自治体に相談ください。

現状の紙予診票による事務を選択いただくことも可能です
紙予診票による業務フローは、
デジタル化運用にあわせて再整理した後に提示いたします



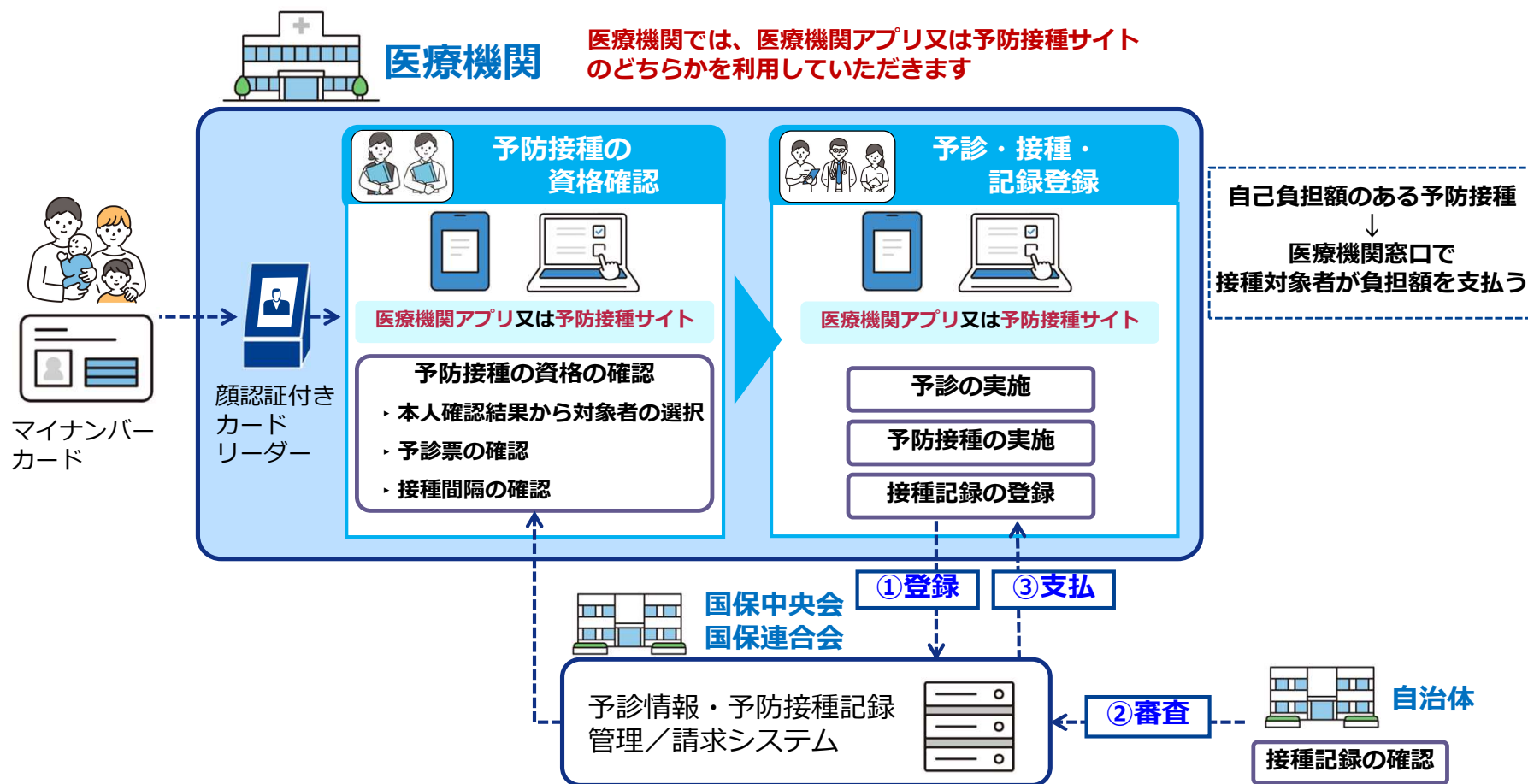
B類の対象である高齢者については、スマホ経由でのマイナポータル利用率が低い傾向にあり、紙の予診票で受診する傾向が想定されます。

A類の対象である乳幼児の保護者については、マイナポータル利用が多いものと想定されます。



マイナンバーカード

5. デジタル化後事務フロー（全てデジタルで行う場合）



※デジタル予診票を紙に打ち出すことや、従来どおり紙の予診票での接種、予診票による請求を続けていただくこともできます

6. 医療機関内におけるデジタル予診票への対応方法

- 医療機関でのデジタル化の実現方法として、当面は、**医療機関アプリ又は予防接種サイトのいずれかを選択**していただきます。それぞれの概要は下表のとおりです。
- デジタル化にあたっては、医療機関の既存端末等を使っただけの工夫もしつつ、新たに端末等の機器導入が必要となった場合の経費については、補助等の仕組みを現在検討しているところです。今後、詳細が判明したところでご案内申し上げます。
- なお、**電子カルテ改修（特にクラウド型）により、予防接種事務のデジタル化に対応できるよう準備中**です。

	医療機関アプリ	予防接種サイト
使用端末	タブレット端末又はパソコン ※インターネット接続が可能な端末	電子カルテ端末やレセコン端末等 ※オン資NWと接続されている医療機関内の端末
提供する機能	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムと情報連携しており、医療機関において、 ・ 住民が登録したデジタル予診票の閲覧 ・ 過去の予防接種記録の閲覧 ・ 予防接種記録の登録 等を行うことができます。	
使用ネットワーク	インターネット	オン資NW
利用にあたって	医療機関アプリの利用契約は自治体が締結し、アプリ利用料を負担します。 医療機関では、インターネットに接続が可能な端末を用意いただく必要があります。	オン資NWの接続の整備が必要となります。 一度接続作業を実施すれば、以後作業が生じることは基本的に想定されません。

医療機関アプリとは



PC

or

タブレット

- 医療機関アプリとは、民間事業者が開発したアプリです。予診情報・予防接種記録管理／請求システムとの情報連携の仕様（入出力する情報の項目等）は国において示しており、それに準拠しています。
- 医療機関アプリは、PCまたはタブレットで利用いただけます。
- 医療機関アプリと予予・請求システムとの間は、セキュリティを担保したインターネットを利用しており、医療機関内のオンライン資格確認等システムと接続するためのオン資NWは利用しません。

予防接種サイトとは



予防接種サイト

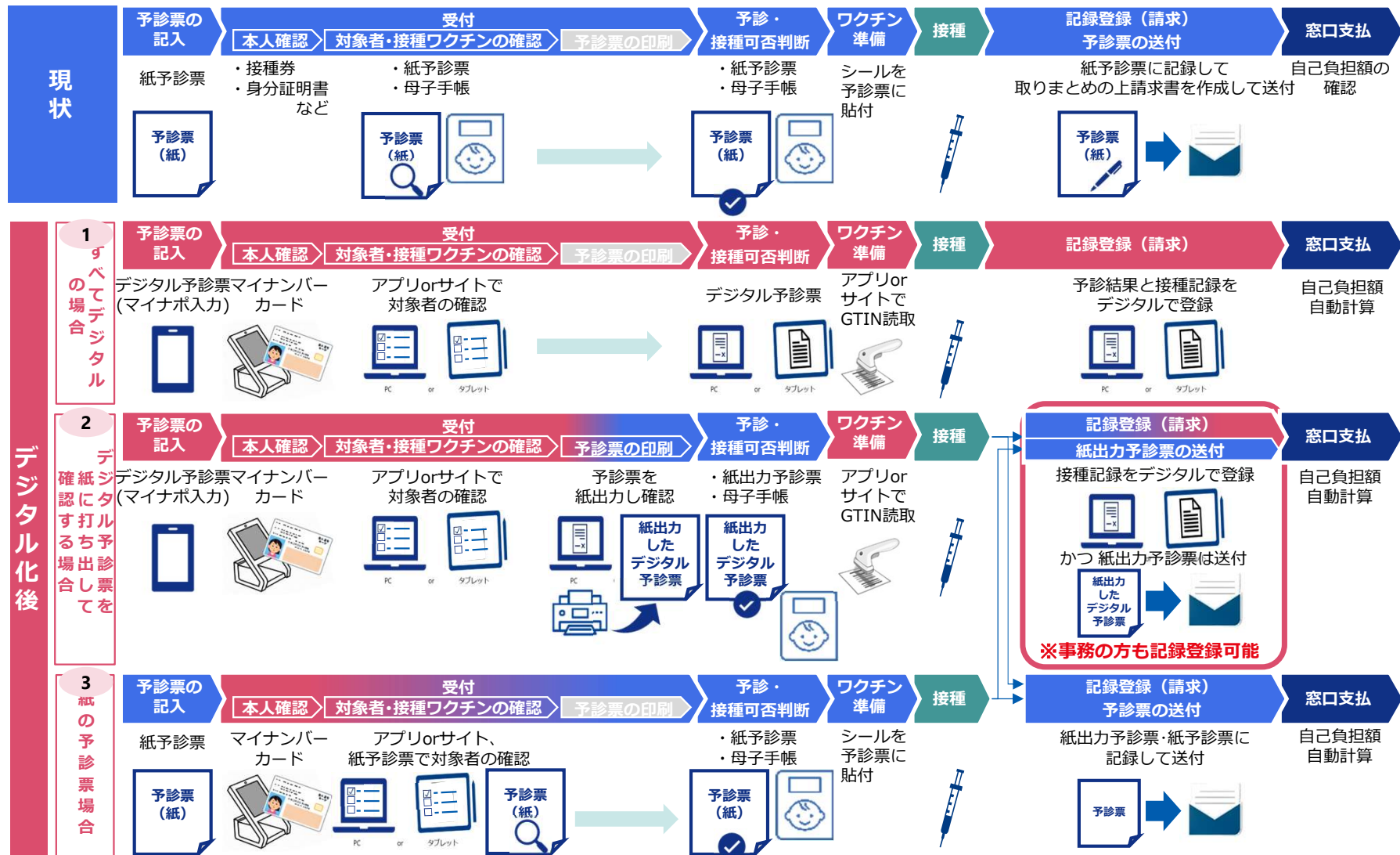
- 予防接種サイトとは、オンライン資格確認にて利用しているオン資NWと接続されている医療機関内の端末（電子カルテ端末やレセコン端末のこと）を用いて閲覧するサイトのことです。
予診情報・予防接種記録管理／請求システムがサイトの画面を提供します。
- 利用するにあたり、医療機関内のオン資NWの接続の整備が必要となります。
- 実際の操作については別添「予防接種サイトマニュアル」のとおり

6. 医療機関内におけるデジタル予診票への対応方法

- 医療機関でのデジタル化の実現方法として、当面は、**医療機関アプリ又は予防接種サイトのいずれかを選択**していただきます。それぞれの概要は下表のとおりです。
- デジタル化にあたっては、医療機関の既存端末等を使っただけの工夫もしつつ、新たに端末等の機器導入が必要となった場合の経費については、補助等の仕組みを現在検討しているところです。今後、詳細が判明したところでご案内申し上げます。
- なお、**電子カルテ改修（特にクラウド型）により、予防接種事務のデジタル化に対応できるよう準備中**です。

	医療機関アプリ	予防接種サイト
使用端末	タブレット端末又はパソコン ※インターネット接続が可能な端末	電子カルテ端末やレセコン端末等 ※オン資NWと接続されている医療機関内の端末
提供する機能	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムと情報連携しており、医療機関において、 ・ 住民が登録したデジタル予診票の閲覧 ・ 過去の予防接種記録の閲覧 ・ 予防接種記録の登録 等を行うことができます。	
使用ネットワーク	インターネット	オン資NW
利用にあたって	医療機関アプリの利用契約は自治体が締結し、アプリ利用料を負担します。 医療機関では、インターネットに接続が可能な端末を用意いただく必要があります。	オン資NWの接続の整備が必要となります。 一度接続作業を実施すれば、以後作業が生じることは基本的に想定されません。

7. 予防接種事務デジタル化の業務の流れ～新旧比較



（参考）医療機関でのバーコード読取による接種記録の登録について

- 医療機関における「接種記録の登録」については、ワクチンの外箱に記載されたバーコード（GTINコード）を読み取っていただくことで、**ワクチン販売名・ロット番号・有効期限を、システムに自動的に登録することが可能**となる。
- このほか、接種量・接種方法・接種部位・接種日・接種医療機関名・接種医師名については、デフォルト設定がされるため、**目視確認のみで足り、原則手入力する必要はない**。
- バーコードの読取により、簡単にシステムに接種記録を登録できるほか、請求業務（自治体毎に紙の予診票を集計して請求総括書を作成し、各自治体に送付）を削減することができる。
- なお、紙の予診票に記載された回答（例 現在体に具合の悪いところがありますか。－はい・いいえの回答）については、システムに登録いただく必要はなく、接種記録のみを登録いただく。



バーコード読取による記録登録
（＝請求）



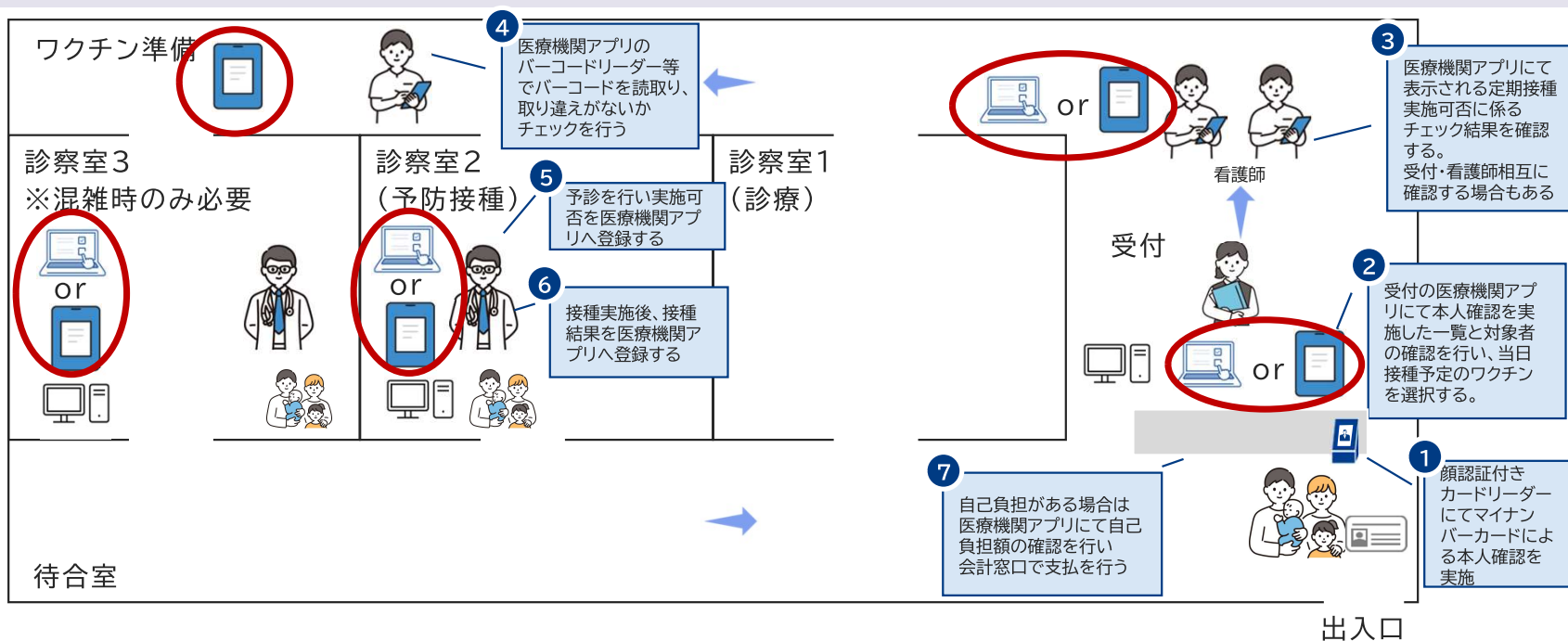
ワクチン販売名・ロット番号・
有効期限が自動的に登録される

※システムへの記録登録は、事務スタッフの方に行っていただくことができます。

<参考例> A類×医療機関アプリ（イメージ）

診療所

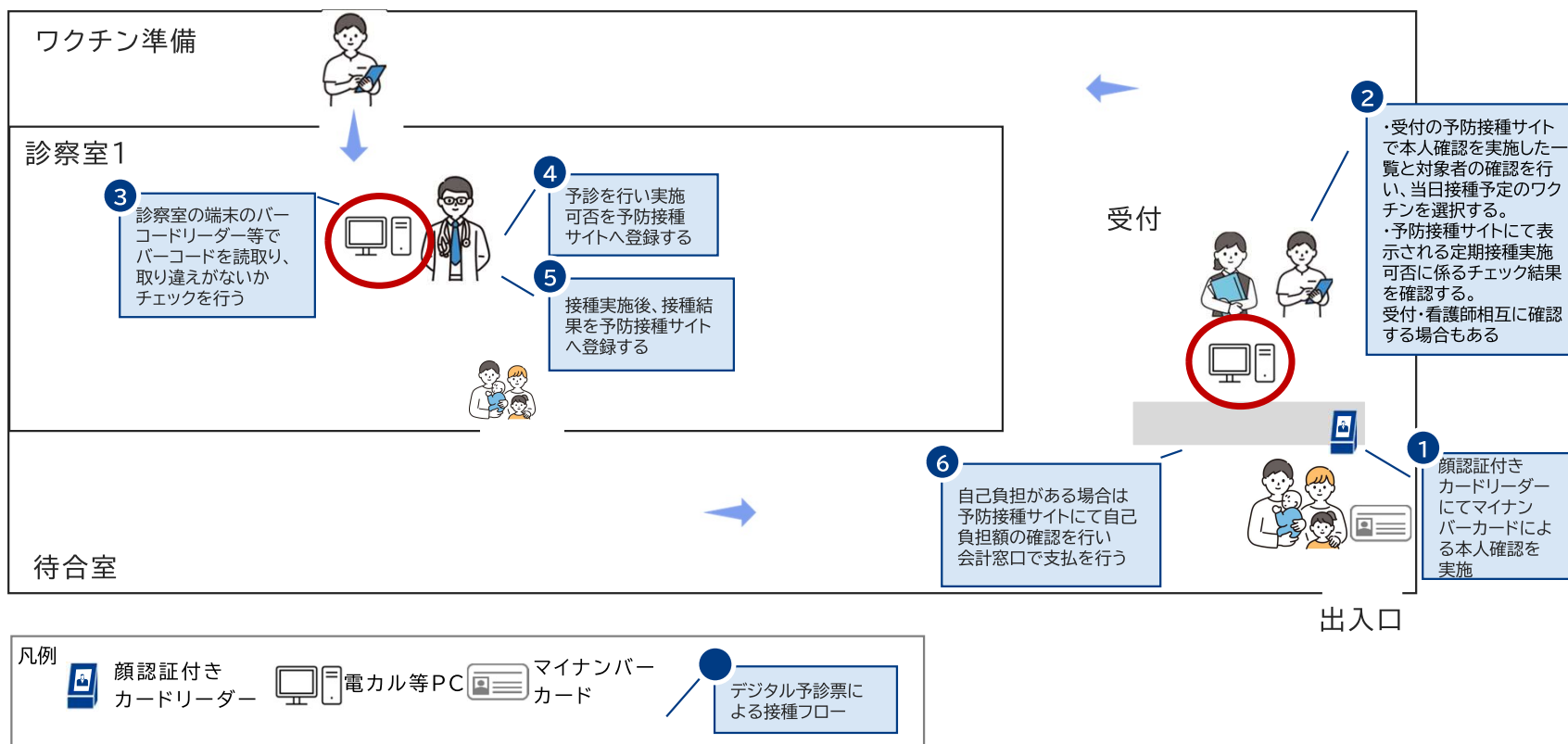
- 医療機関アプリを利用するためのインターネット接続端末（タブレット又はPC）を受付2台、ワクチン準備室1台、診察室各1台を配置する。
- 土曜は予防接種数も増加するため入力業務の負担が大きくなることから、医療機関によってはPC端末でキーボード操作ができた方が効果的である場合も想定されます。



<参考例> A類×予防接種サイト（イメージ）

診療所

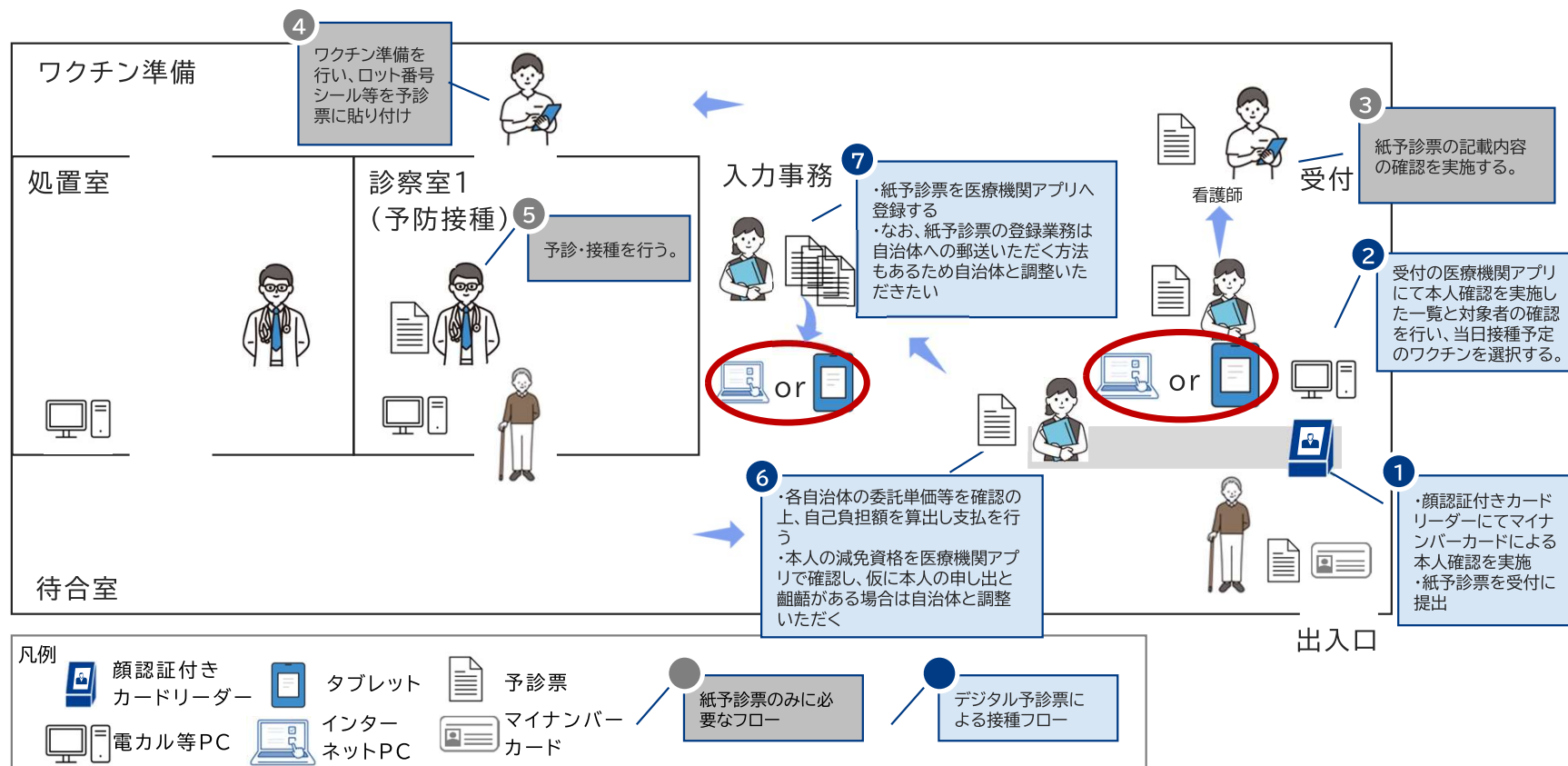
- 予防接種サイトは通常診療で利用している電子カルテ、レセコン等オンライン請求ネットワークに接続された端末を活用いただくことで利用可能です。
- ワクチン準備の際に予防接種サイトの利用可能な端末がない場合、診療室の端末にバーコードリーダーを接続し、バーコードの読取りを行っていただきます。



<参考例> B類（インフル・コロナの場合）×医療機関アプリ（イメージ）

診療所

- インフル・コロナワクチンは例年約500件/月程の接種実績となり、通常約200件程度であることから10月～11月のピーク時は倍以上に増加する。
- ピーク時などは、例えば、デジタル予診票を印刷し、紙予診票と同じフローとすることが想定される。

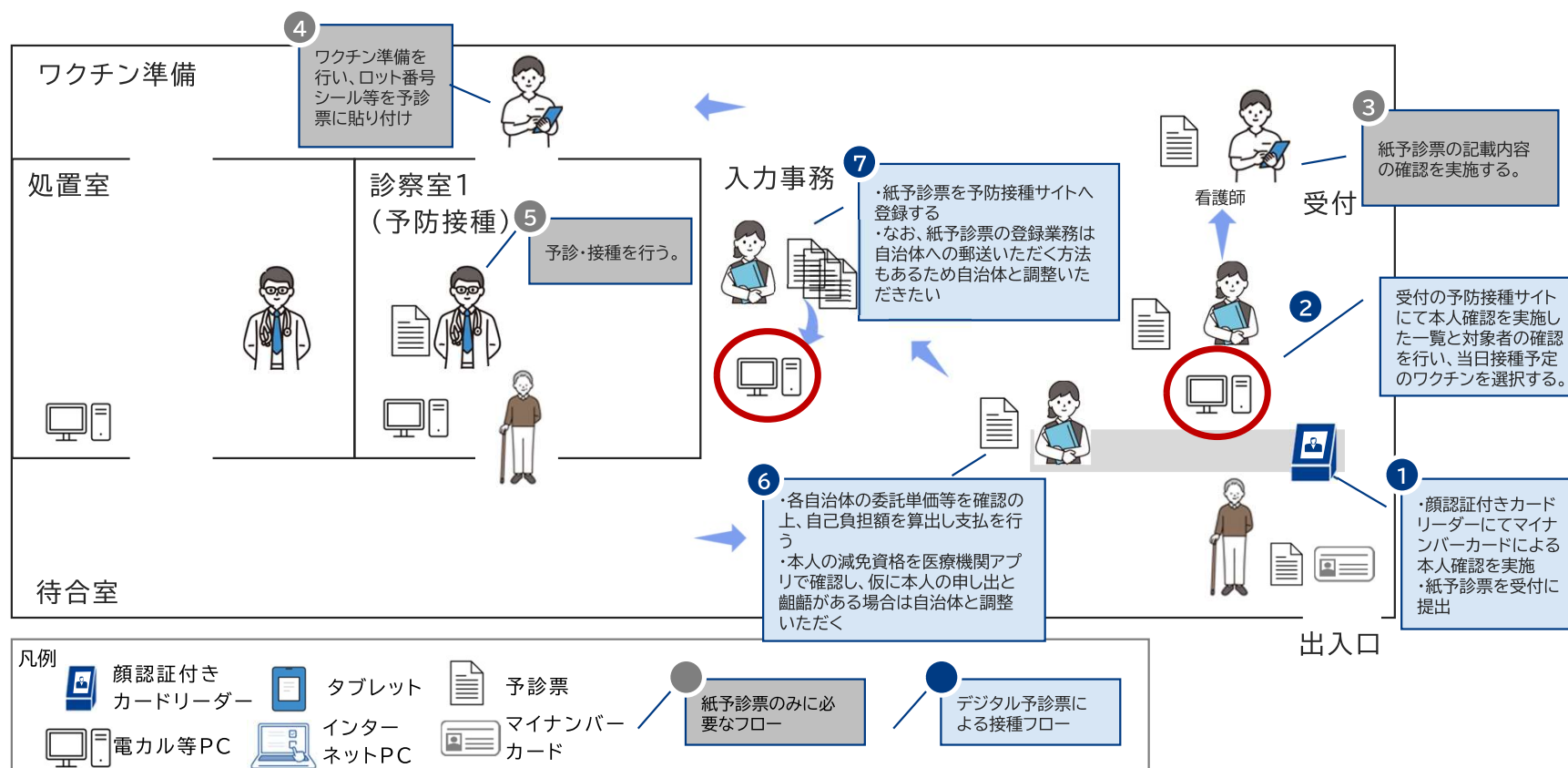


<参考例>

B類（インフル・コロナの場合）×予防接種サイト（イメージ）

診療所

- インフル・コロナワクチンは例年約500件/月程の接種実績となり、通常約200件程度であることから10月-11月のピーク時は倍以上に増加する。
- ピーク時などは、例えば、デジタル予診票を印刷し、紙予診票と同じフローとすることが想定される。



第1編 まとめ

1. 予防接種事務デジタル化とは、マイナポータルからデジタル予診票を作成し、資格確認から接種記録の登録、委託料の請求支払いまでを「予診情報・予防接種記録管理／請求システム(予予請求システム)」等を用いてデジタル化することを指します
2. デジタル化の最大の目的は、接種記録のデジタル化であり、まずは、接種記録の登録の事務をデジタル化していただくことが基本です
3. 東大阪市は、令和10年4月から予防接種事務デジタル化の運用を開始します
4. 予防接種事務デジタル化後も、現行の紙予診票による運用は残ります
5. 医療機関のデジタル化には、「医療機関アプリ」または「予防接種サイト」を利用します
6. 「医療機関アプリ」の契約、利用料負担は自治体ですが、医療機関はインターネット環境の整備と端末の準備が必要です
7. 「予防接種サイト」の利用は、オンライン資格等確認ネットワークと接続されている端末が必要です。なお、令和10年度以降にデジタル化機能を実装したクラウド型電子カルテ(標準仕様書準拠)が普及していく見込みです
8. 医療機関での「予防接種記録の登録」は、ワクチンの外箱にあるバーコードを読み取ることで必要項目の登録が可能です

第2編

予防接種委託契約について

第3編 主要タスクの実施内容

3.7 集合契約

(1) 概要

第0.5版

- 予防接種事務デジタル化では、①デジタル化対応予防接種委託契約（集合契約）、②予防接種事務委託契約、③支払事務委託契約の3つの契約を締結する必要があります。集合契約はシステム上で委任申請を行います。
- また、集合契約システムと予予・請求システムの利用にあたり、自治体及び医療機関は④システム利用規約同意書を国保中央会に提出する必要があります。

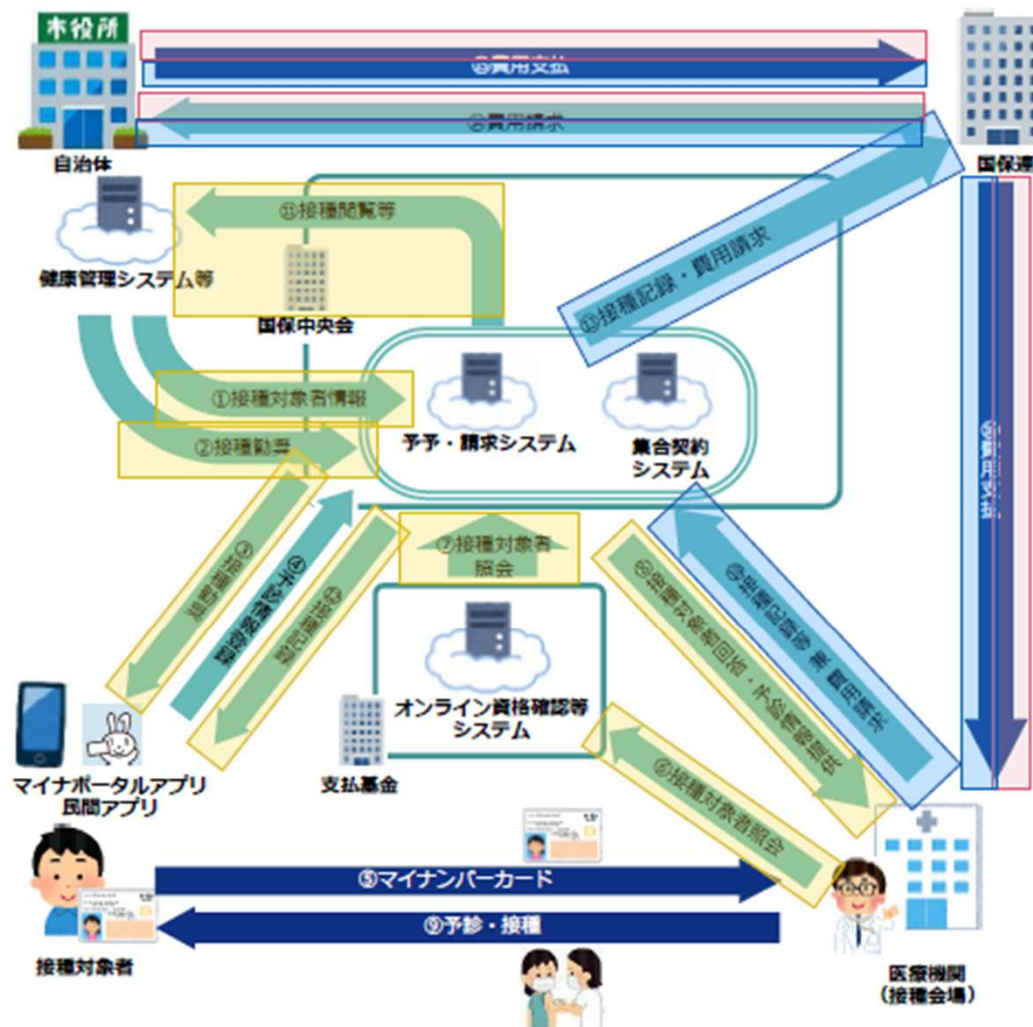
#	契約/利用規約	契約主体	概要
①	集合契約（デジタル化対応予防接種委託契約）	（医療機関側） 日本医師会 都道府県 都市区医師会 医療機関 （自治体側） 厚生労働省 都道府県 市区町村	デジタル化に伴い、風しん5期や新型コロナウイルスに係る予防接種委託契約と同様、全国の医療機関と全国の自治体間で、予防接種委託契約の集合契約を締結します。集合契約を締結することにより、里帰り出産等により、やむを得ず住所地外接種が必要となる場合には、事前申請等の現在の手続きが不要となります。
②	予防接種事務委託契約	（委託先） 国保連合会 （再委託先） 国保中央会 （委託元） 市区町村	自治体と国保連合会との間で、特定個人情報の取扱いを含む、定期の予防接種等に係る対象者等の情報の収集、整理、利用、提供に関する事務に係る契約を締結します。契約書と合わせて、委託先から提出される再委託申請書に対して許諾していただきます。
③	支払事務委託契約	（委託先） 国保連合会 （委託元） 市区町村	風しん5期や新型コロナウイルスに係る接種委託契約と同様、市区町村と国保連合会の間で、予防接種委託費の医療機関への支払事務に係る契約を締結します。
④	システム利用規約同意書	（医療機関側） 医療機関 （自治体側） 市区町村	集合契約システムと予予・請求システムの利用規約同意書を国保中央会に提出する必要があります。

第3編 主要タスクの実施内容

3.7 集合契約

(2) 各業務と契約の対応関係

第0.5版



デジタル化対応予防接種委託契約（集合契約）

- ⑩⑬医療機関から予予・請求システムを経由して国保連合会への記録登録兼費用請求
- ⑭国保連から自治体への費用請求
- ⑮自治体から国保連への費用支払
- ⑯国保連から医療機関への費用支払業務

予防接種事務委託契約

- ①③⑥⑦⑧⑪⑫
- 定期の予防接種等の実施事務等に係る、当該定期予防接種等の対象者、又はその保護者に係る情報の収集・整理・利用・提供に関する事務（特定個人情報の取扱いを含む）

支払事務委託契約

- ⑭国保連から自治体への費用請求業務
- ⑮自治体から国保連への費用支払業務
- ⑯国保連から医療機関への費用支払業務

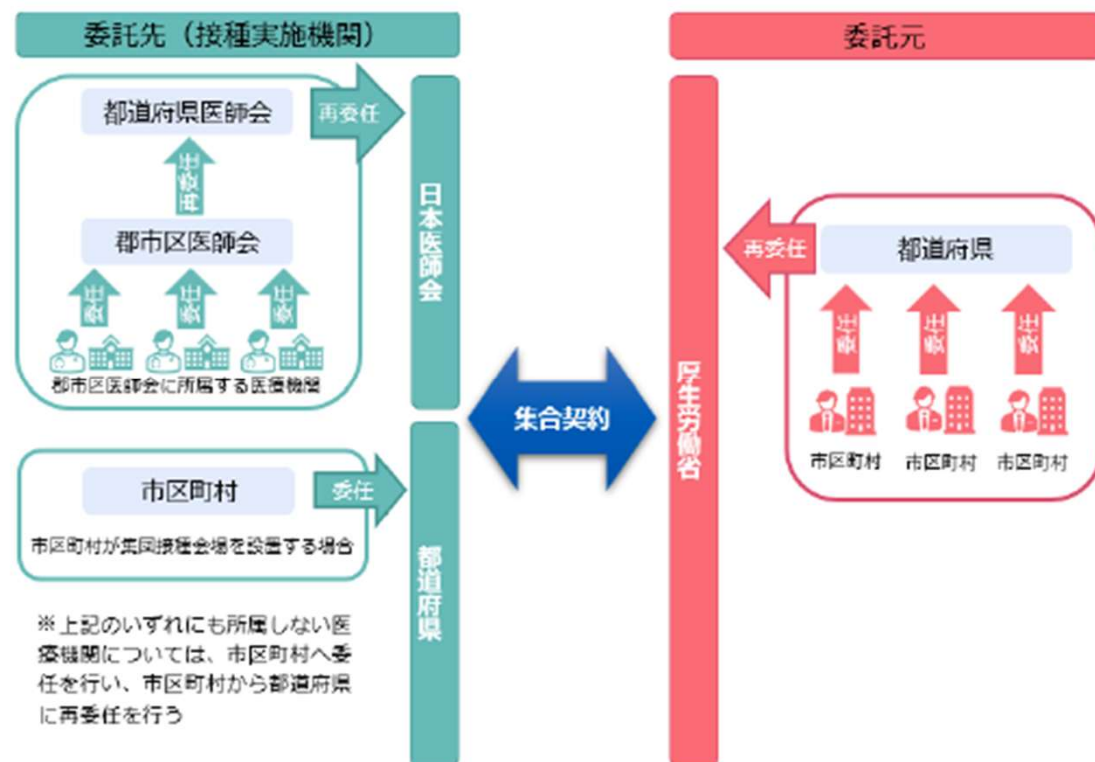
第3編 主要タスクの実施内容

3.7 集合契約

第0.5版

(3) 集合契約の全体像（最終的な形）

- デジタル化に伴い、風しん5期や新型コロナウイルスに係る予防接種委託契約と同様、全国の医療機関と全国の自治体間で、予防接種委託契約の集合契約を締結します。
- 集合契約を締結することにより、里帰り出産等により、やむを得ず住所外接種が必要となる場合には、事前申請等の現在の手続きが不要となります。※ただし、住所外接種の開始は、令和10年度からの予定です。
- なお、集合契約にあたっては、システムに係るアカウント発行手続きが必要となります。



第2編 まとめ



1. 予防接種事務デジタル化では、全国の医療機関と全国の自治体間で、予防接種委託契約の集合契約を締結します。集合契約はシステム上で委任申請をします。
2. 集合契約システムと予約請求システムの利用にあたり、システム利用規約同意書を国保中央会に提出する必要があります。
3. オン資ネットワークに接続しているすべての医療機関において、コストをかけずに「予防接種サイト」を活用できることが予定されています。現行の紙予約票での接種のみを取り扱う医療機関においても集合契約は可能です。
4. 集合契約により、委託料の請求・支払いは国保連合会を介して行われます。
5. 全国レベルの集合契約により、住所地外での接種は事前の手続きが不要になります。医療機関の委託料請求は予約請求システムによっておこないます。接種対象者の自己負担額は、医療機関アプリまたは予防接種サイトで確認して徴収します。

第3編

東大阪市の導入スケジュールについて

3-1 東大阪市の方針

市民への情報提供と利便性の向上を念頭に、委託医療機関のご負担を考慮しつつ予防接種事務デジタル化を進め、医療機関と本市双方の事務効率化を目指していきます。ただし、紙予診票によるこれまでの事務手順も残ります。

全ての 予防接種委託医療機関

- 集合契約にご参加ください
- 顔認証付きカードリーダーによる被接種者の資格確認をしてください

A類疾病を扱う 予防接種委託医療機関

- 市民がデジタル予診票の利用を希望した場合は、デジタル対応をお願いします。
- 紙の予診票の場合も、接種記録登録にご協力ください

B類疾病を扱う 予防接種委託医療機関

- デジタル化の可能性をご検討ください
- 今後、明らかになってくる情報により可能な範囲でのデジタル化にご協力ください

3-2 今後のスケジュール

令和10年4月の運用開始に向けて、5回程度の説明および意向確認の機会を予定しています

第1回	令和8年8月～9月	予防接種デジタル化の概要説明とデジタル化対応に関する意向調査
第2回	令和8年秋以降	予予請求システム等の利用規約に関する説明と同意書の回収
第3回	令和9年度前半	集合契約の締結に関する説明
第4回	令和9年夏ごろ	医療機関で使用する端末に関する調査
第5回	令和9年秋以降	実際の運用に向けたシステムの設定と操作説明

3-3 第1回医療機関意向調査について

目的

- 令和10年度にスムーズに予防接種事務デジタル化を開始するために、現時点での各医療機関のお考えを聞かせていただき、課題を抽出・整理して準備に取り組んでまいります。
- 各医療機関で実現可能なデジタル化の体制を想定し導入に備えてください

方法

- 現在の予防接種委託医療機関および令和10年度に予防接種委託医療機関となる医療機関はご回答お願いします。
- 電子申請システムからご回答をお願いします。
- 回答期間は令和8年8月20日(木)～9月4日(金)です。

第3編 まとめ

- 
1. すべての予防接種委託医療機関は、集合契約にご参加ください
 2. A類疾病の予防接種を取り扱う医療機関は、前向きにデジタル化のご検討をお願いします
 3. B類疾病の予防接種を取り扱う医療機関は、可能な範囲でのデジタル化にご協力ください
 4. 令和10年4月の運用開始に向けて、今後、5回程度の説明と意向確認の機会を想定しています。適宜、情報提供をさせていただきます
 5. 8月20日～9月4日を回答期間として意向調査を実施します
- 現時点でのデジタル化の想定を電子申請システムでお聞かせください。

ご清聴ありがとうございました

31